

○別表 2 (補助要件等 : 第 5 条関係)

●船場地区 補助要件等

補助金の交付を受けるための要件			補助率	一敷地あたりの限度額		
対 象	内 容					
<ul style="list-style-type: none"> ・近代建築 (明治～昭和 19 年以前に建てられた建築物) ・有形文化財 (建造物) ・船場のまちなみ形成上重要なものとして地域 (船場地区 HOPE ゾーン協議会) が推薦するもの 			主として道路等に面する部分で、通常望見できる範囲	修景基準表①をすべて満たし、「まちなみガイドライン (船場のまちなみ作法～建物編～)」に沿って、 ○維持・修復・保全 (まもる) ○阻害要因改善 (整える) ○演出・活用 (活かす) に関する修景をすること	2 / 3	800 万円
通や筋、エリアごとのまちなみガイドラインが定められている場所	建築物等 (新築も含む)	主として道路等に面する部分で、通常望見できる範囲	修景基準表①の(3)を満たし、「通や筋、エリアごとのまちなみガイドライン」に沿って修景すること	2 / 3	200 万円	
	オープンスペース	主として道路等に面する部分で、通常望見できる範囲	修景基準表②をすべて満たし、「通や筋、エリアごとのまちなみガイドライン」に沿って修景すること	2 / 3	200 万円	

別図



修景基準表①【建築物等】

- () 建築物の外観フォルムの全体的なイメージを維持・保全している
- () 外観デザイン上最も重要な部分を維持・保全している
- () 外観のイメージを阻害している要因が無い

修景基準表②【オープンスペース】

- () 原則として、広く一般に開放している
- () 隣接するオープンスペース等とのつながりを意識し、段差、素材の統一感、植栽の配置等に工夫をしている
- () 夜間の安全に配慮をしている
- () まちなみのアクセントとなる建物の周辺では、それらを活かし、より輝かせるような工夫・配慮をしている